

## 大崎ゆみこ経営コンサルティング室

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全国の中小企業診断士のうち女性が占める割合はわずか10%以下である。本業界におけるダイバーシティを高めるため、当コンサルティング室において、女性の中小企業診断士の育成や学生への啓発を通じて、女性の活躍の場を増やす行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年1月1日～2027年12月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

中小企業診断士を採用する場合、女性が占める女性の割合を 50%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2024年1月～ 計画の検討、策定の開始。協力者や賛同者の獲得。
- 2024年12月～ 女子大学生に対し、中小企業診断士の業務内容のプレゼンテーションや資格取得の勧め、合格のためのノウハウの説明会を実施する。
- 2025年4月～ 女性の採用拡大に向けた、インターンシップを実施する。
- 2026年4月～ 女性中小企業診断士の募集を実施する。応募を増やすためホームページの採用ページを設立する。
- 2027年4月～ 出産や育児休暇制度の設置および出産・育児で退職した社員に対する優先的な再雇用制度を導入する。